

19. 四つ這い位 上肢の支えなしで座位になる

- 0 全く座位をとれない
- 1 少しだけ座位をとれる
- 2 上肢で支えながら座位になる
- 3 上肢の支えなしで座位になる

開始肢位

子供はマット上に楽な四つ這い位をとる（この項目を試みるためには、四つ這い位を保持できなければならない）。

指示事項

座位をとることを子供に指示する。幼い子供では、彼ら自身が試みる前に、実演を要するか、体を動かされることを通じて教えられることが必要になるかもしれない。上肢の支えなしで座位をとらせるために、彼らに手遊びをさせても良い。2の得点をつける時は、片方の上肢あるいは両上肢で支持しても良い。

20 四つ這い位 上肢を前方に伸ばして、手を肩のレベルより高く上げる

- 0 全く上肢を前方へ伸ばせない
- 1 上肢を少しだけ前方へ伸ばす
- 2 上肢を部分的に前方へ伸ばす
- 3 上肢を前に伸ばして手を肩のレベルより上げる

開始肢位

子供にマット上で楽な四つ這い位をとらせる。子供はこの項目を行うために四つ這い位を保つことができないといけない。

指示事項

年長の子供では、単に左手を肩のレベルより上げて前へ伸ばすように言うだけでも良い。多くの子供は、セラピストの手かおもちゃの方向へ伸ばすよう励まされる必要があるだろう。

おもちゃの位置は、子供に上肢を前に伸ばし肩のレベルより上げさせる鍵となるので重要である。

下肢と右上肢の肢位は、四つ這い位を保ち続けていけば問題とはならない。

この項目は、一般的採点基準を用いて採点される（10%未満は1点）。

（手が肩のレベルより上がっていれば）肘が完全伸展していなくても、この項目では3点をつける。

（肘の完全伸展より、上肢を前方へ伸ばして肩のレベルより上にすることが重要である。）しかし、子供は手を頭をこえて前方へ、十分遠くに伸ばさなければならない。

どちらかの上肢でこの動作ができれば良い。両上肢とも可能な場合は、高い方の得点をつける。

21 四つ這い位 前方へ1.8m四つ這いまたは弾み這いをする

- 0 前方への四つ這い・弾み這いか全くできない
- 1 60cm未満、前方へ四つ這いか弾み這いをする
- 2 60cm～1.8m未満、前方へ四つ這いか弾み這いをする
- 3 1.8m、前方へ四つ這いか弾み這いをする

開始肢位

子供を、2.4mのマットの片方の端に置き、楽な四つ這い位をとらせる。この項目を行うために、一瞬でも良いから四つ這い位を保つことができればならない。

指示事項

子供に、マットの端まで手と膝で、またははずみをつけて、前方へ四つ這いすることを指示する。

“四つ這い”とは、手と膝で移動することと定義されている。上肢と下肢は交互に動く必要はない。

“弾み這い”とは、はずみをつけて移動することと定義されている。これには、子供が座った姿勢を保ちながら上肢および下肢を使って前方へ移動する“うさぎ跳び(bunny hopping)”や“殿部での弾み這い(bottom hitching)”を含む。

たとえば子供が殿部での弾み這い(bottom hitching)をするつもりであっても、四つ這い位が開始肢位であることに留意する。

マット上におもちゃを置くことは、子供が四つ這いや弾み這いをする方へ目標を与えるために有用かもしれない。

おもちゃは、子供が1.8m未満四つ這いをしてそれに届くことがないように1.8m離して置く。子供を前方へ移動させ続けるため、おもちゃを子供の近くに置いてから、徐々におもちゃを動かし子供を誘っても良い。

22 四つ這い位 前方へ1.8m交互性の四つ這いをする

- 0 前方へ交互に四つ這いする動作が全くできない
- 1 60cm未満、前方へ交互性の四つ這いをする
- 2 60cm～1.8m未満、前方へ交互性の四つ這いをする
- 3 1.8m前方へ交互性の四つ這いをする

開始肢位

子供を、2.4mのマットの片方の端に置き、楽な四つ這い位をとらせる。この項目を行うためには、四つ這い位を保持することができなければならない。

指示事項

子供に、マットの端まで前方へ交互の四つ這いをするよう指示する。

“交互性の四つ這いをする”とは、両方の上肢および足を交互に動かして手および膝をついて移動することと定義されている。この交互の動きは必ずしも協調性がなくてもよい。うさぎ跳び(bunny hopping)や殿部での弾み這い(bottom hitching)は、好ましくない。

多くの子供は、(うさぎ跳び(bunny hopping)に対して)交互性の四つ這いを用いるよう注意される必要があるだろう。

マット上におもちゃを置くことは、子供が四つ這いや弾み這いをする方向へ目標を与えるために有用かもしれない。おもちゃは、子供が1.8m未満四つ這いをしてそれに届くことがないように1.8m離して置く。セラピストはまた、子供を前方へ移動させ続けるため、おもちゃを子供の近くに置くことから始め、徐々におもちゃを動かし続ける場合がある。

23 マット上座位 上肢を使って膝立ちになり、上肢で支えずに、10秒間保持する

- 0 姿勢をとらせて、つかまらせても保持できない
- 1 姿勢をとらせて、つかませると10秒間保持する
- 2 つかまって膝立ちになり、10秒間保持する
- 3 上肢を使って膝立ちになり、上肢で支えずに10秒間保持する

開始肢位

開始肢位が変化するいくつかの項目のうちの1つである。

3の得点では、どんな形でも良いから子供をマット上に座らせる。

2の得点では、同様に、ベンチの前でマット上に座らせる。

1の得点では、子供にベンチにつかまって膝立ち位をとらせる。

指示事項

この項目では、子供が座位から膝立ちを行うか、ベンチを使うかどうかを見きわめるためにいくつかの“テスト試行”が要求される。得点づけのための3つの試行はそれから開始される。膝立ちの肢位は、殿部が下腿およびマットから離れている限り、問題とはならない。

3の得点では、上肢を使って膝立ちになることを子供に指示する。“上肢を使って”とは、一方または両方の上肢が、膝立ちになるのを助けるために、体の一部またはマット上で用いられることを示す。上肢の助けを用いることなく膝立ちになることも容認される。一度膝立ちになったら、子供に上肢を離し、10秒間保持するように話す。（用語の説明の“上肢の支えなしで”を見直す。）

2の得点では、子供に、一方または両方の上肢で、支えるまたはバランスを保つためにベンチを支持させ、膝立ちを保つよう指示する。一度膝立ちになったら、子供に10秒間その肢位を保持するよう指示する。子供は、10秒間ベンチを支持し続けるかもしれないし、一方または両上肢を離すかもしれない。膝立ちになるまたはその姿勢を保つために、少しでもベンチを用いた子供の得点は2点とする。

1の得点では、子供に、一方または両方の上肢でベンチを支持しながら10秒間膝立ちを保持するよう

に話す。

これら各々の得点で点数を得るためには、かならず10秒間肢位を保つ必要がある。多くの子供は、立ち上がる動作の途中でしか膝立ち位にならない。子供の気を引くためにベンチにおもちゃをおくことは、時間的な条件を満たすための助けとなるかもしれない。

24 膝立ちして 上肢を使って右膝で支持して片膝立ちになり、上肢で支えずに、10秒間保持する。

- 0 姿勢をとらせて、つかまらせても保持できない
- 1 姿勢をとらせて、つかませると10秒間保持する
- 2 つかまって片膝立ちになり、10秒間保持する
- 3 上肢を使って片膝立ちになり、上肢で支えずに10秒間保持する

1の得点では、一方または両方の手でベンチを支持しながら10秒間右膝で片膝立ちを保持するよう子供に話す。

これら各々の得点で点数を得るためには、かならず10秒間肢位を保つ必要がある。多くの子供は、立ち上がる動作の途中でしか膝立ち位にならない。子供の気を引くためにベンチにおもちゃをおくことは、時間的な条件を満たすための助けとなるかもしれない。

開始肢位

開始肢位が変化する項目である。

3の得点では、子供はマット上に膝立ち。

2の得点では、子供はベンチの前で同様の肢位。

1の得点では、子供はマット上でベンチにつかまって右膝で片膝立ち。ベンチにつかまっても膝立ちを保持できない子供は、この項目を試すことはできないので0の得点となる。

指示事項

この項目では、子供が膝立ちから右膝で片膝立ちになれるか、またベンチを使うかどうかを見きわめるために、何回かの“テスト試行”が必要となる。得点づけのための3つの試行は、それから開始される。（用語の説明の“膝立ち”を見直す）

片膝立ちは、体重が膝と対側の足で支持されることを示す。殿部がマット上、あるいは下腿から離れている限りはどのような肢位でもよい。

3の得点では、子供に、上肢を使って右膝で片膝立ちするよう話す。（“上肢を使って”は、用語の説明を見直す）上肢を使うことなく、片膝立ちになることも容認できる。一度片膝立ちになってから、子供に上肢で支えずに10秒間保持するよう要求する。（“上肢で支えずに”を用語の説明で見直す）

2の得点では、支えるためにベンチにつかまるか、一方か両方の手でハランスをとって片膝立ちになるように子供に話す。一度片膝立ちになったら、子供にその肢位を10秒間保持するよう指示する。10秒間ベンチを支持し続けるのも、一方または両方の手を離すものも容認できる。しかし、片膝立ち位になるまたはその姿勢を保持するためにベンチを少しでも使ったなら、2またはそれ以下の点数となる。

25 膝立ちして 上肢を使って左膝で支持して片膝立ちになり、上肢で支えずに、10秒間保持する。

- 0 姿勢をとらせて、つかまらせても保持できない
- 1 姿勢をとらせて、つかまらせると10秒間保持する
- 2 つかまって片膝立ちになり、10秒間保持する
- 3 上肢を使って片膝立ちになり、上肢で支えずに10秒間保持する

開始肢位

開始肢位が変化する項目である。

3の得点では、子供はマット上に膝立ち。

2の得点では、子供はベンチの前で同様の肢位。

1の得点では、子供はマット上でベンチにつかまって左膝で片膝立ち。ベンチにつかまっても膝立ちを保持できない子供は、この項目を試すことはできないので0の得点となる。

指示事項

この項目では、子供が膝立ちから左膝で片膝立ちになれるか、またベンチを使うかどうかを見きわめるために、何回かの“テスト試行”が必要となる。得点づけのための3つの試行は、それから開始される。（用語の説明の“膝立ち”を見直す）

片膝立ちは、体重が膝と対側の足で支持されることを示す。殿部がマット上、あるいは下腿から離れている限りはどのような肢位でもよい。

3の得点では、子供に、上肢を使って左膝で片膝立ちするよう話す。（“上肢を使って”は、用語の説明を見直す）上肢を使うことなく、片膝立ちになることも容認できる。一度片膝立ちになってから、子供に上肢で支えずに10秒間保持するよう要求する。（“上肢で支えずに”を用語の説明で見直す）

2の得点では、支えるためにベンチにつかまるか、一方か両方の手でバランスをとって片膝立ちになるように子供に話す。一度片膝立ちになったら、子供にその肢位を10秒間保持するよう指示する。10秒間ベンチを支持し続けるのも、一方または両方の手を離すものも容認できる。しかし、片膝立ち位になるまたはその姿勢を保持するためにベンチを少しでも使ったなら、2またはそれ以下の点数となる。

1の得点を得るためには、一方または両方の手で

ベンチを支持しながら10秒間左膝で片膝立ちを保持するよう子供に話す。

これら各々の得点を得るためには、かならず10秒間肢位を保つ必要がある。多くの子供は、立ち上がる動作の途中でしか膝立ち位にならない。子供の気を引くためにベンチにおもちゃをおくことは、時間的な条件を満たすための助けとなるかもしれない。

26 膝立ちして 上肢で支えずに前方へ10歩、膝歩きする

- 0 上肢を保持して介助してもらっても、前方へ全く膝歩きできない
- 1 上肢を保持して介助すると、前方へ10歩膝歩きする
- 2 介助しなくても、両手でつかまって前方へ10歩膝歩きする
- 3 介助しなくても、片手でつかまって前方へ10歩膝歩きする
- 4 上肢で支えずに前方へ10歩膝歩きする

開始肢位

子供はマット上で膝立ち位をとる。

0、1の得点では、母親(または介護者)が、上肢を保持して膝立ち位をとらせる。2の得点では、子供は機器(小さい椅子、平行棒)の縁、または両手でつかまれる適当な代用品につかまっている。3の得点では片手で何かにつかまっている。これには人につかまることを含めない。もし、特定の機器が用いられたなら、採点用紙のコメント部分に記載し、その後のテストでも使う。4の得点では、子供は、上肢で支えずに膝立ち位をとらなければならない。(用語の説明の“上肢で支えずに”を見直す)

子供が、この項目を行うためには、少なくとも両手でつかまって膝立ちを保持することかてきなければならない。

指示事項

子供に、少なくとも10歩膝で前へ移動するよう話す。一歩進むことの中には、“膝が離れて”から床に接するまでの一側の下肢の動きが含まれる。

3つの各々の得点で点数を得るためには、かならず10歩前に進む必要がある。。

数回の“テスト試行”が、子供が機器を用いる必要があるか、つかまるのか両手または片手であるのか、そして、もし必要ならばどの機器がその子供がつかまるのに最も適しているかを見きわめるために必要とされる。また、子供にとって膝歩きをするために最も適しているマットは何か、容易に前に移動できる機器かどうかをテストすることが必要になる。

27 床から、大きなベンチにつかまって立ち上がる

- 0 上肢を保持して介助してもらっても、立ち上がる動作が全くできない
- 1 上肢を保持して介助すると、立ち上がる
- 2 介助なしで少しだけ立ち上がる
- 3 介助なしで部分的に立ち上がる
- 4 ベンチにつかまって立ち上がる

開始肢位

ベンチの正面の床の上に子供を位置させる。“床上で”というのは、立位以外ならどんな肢位でもということを用意している。どんな形の四つ這い、膝立ちも、あるいは、いかなる臥位や座位もこの中に含まれる。子供がベンチに対してどちらの方向を向いてもかまわない。(床ではなく)マット上で開始することも受け入れられる。

設備についての説明の中の“大きなベンチ”を参照する。

指示事項

子供にベンチを引っぱって立ち上がるように話す。

年少の子供では実演したり、あるいは話しかけたり、意図的におもちゃを置いたりして誘う必要があるかもしれない。この項目の目的は、この動作を行った後の立位の質をみるのではなく、つかまって立ち上がる子供の能力を明らかにすることである。

この項目は、つかまって立ち上がる動作や開始肢位の多様性を許容するために、一般的採点基準を用いて採点される。

4の得点を得るには、子供たちは足に体重をかけて直立した姿勢にならなければならないが、身体のところか一部分や上肢で(またはその両方で)高いベンチに寄りかかってもかまわない。

0、1点の場合、母親(または介護者)が上肢を保持して、立ち上がらせてみる。

28 立位 上肢の支えなしで3秒間保持する

- 0 上肢を保持して介助しても、立位を保持できない
- 1 上肢を保持して介助すると、少しだけ立位を保持できる
- 2 介助しなくても、両手でつかまって3秒間保持している
- 3 片手でつかまって3秒間保持している
- 4 3秒間、上肢の支えなしで保持している

を通じてかかっているという条件を満たしていれば受け入れられる。

1の得点を得るには、母親(または介護者)が上肢を保持した状態で、子供が少しでも立位をとる試みをしなければならない。母親(または介護者)が子供の全体重を支えていれば、0点となる。

29 立位 大きなベンチに片手でつかまって右足を持ち上げる、3秒間

開始肢位

(マットではなく)なるべくなら床上で、子供に立位で楽な姿勢をとらせる。

“立位”は、両足に体重をかけて直立した姿勢であると定義つけられている。肢位、特に体幹や下肢の肢位はどんな形でも良い。立位姿勢も子供がつかまっているかいないか、あるいは、片手でつかまるのか両手でつかまるのかによっても立位の姿勢は様々な形に変化する。(用語の解説の中の“つかまって”を参照する。)

得点4では、子供は上肢の支えなしで立つために、床上で支持されてあるいは支持されずに、立位姿勢をとられる(用語の解説の中の“上肢の支えなしで”を参照しなさい)。2か3の得点を得るためには、子供は片手か両手でリストにあげた設備のどれかにつかまって立っていないなければならない。

0、1点では、母親(または介護者)が上肢を保持する

指示事項

この項目は、子供がつかまるかどうかや、片手あるいは両手が使われるかどうかを決定する2～3回の“テスト試行”が必要になる場合もある。採点のための3回の試行は、その後で始めることができる。

4の得点を得るには、子供に、支え無しに、そして上肢の支えなしで3秒間立つように話す。

3の得点を得るには、3秒間、片手で何かにつかまって立つよう指示する。片手以外の身体のところか他の部分で寄りかかることは許されない。

2の得点を得るには、3秒間、両手で設備につかまって立つように話す。前腕、あるいは身体の他の部分で何かに寄りかかることは、体重が上肢や下肢

- 0 両上肢を保持して介助しても、全く右足を持ち上げられない
- 1 両上肢を保持して介助すると、右足を持ち上げる
- 2 介助なしでも大きなベンチに両手てつかまって、右足を持ち上げる、3秒未満
- 3 大きなベンチに両手てつかまって、右足を持ち上げる、3秒間
- 4 大きなベンチに片手てつかまって、右足を持ち上げる、3秒間

1の得点では、母親(または介護者)が両上肢を保持して介助した状態で足が少しでも挙げられれば良い。特に時間の規定は無い。

年少の子供では、どちらか一方の下肢を持ち上げるために、おもちゃに足をのせるか、あるいはスポンに足を通す動作で誘いかけても良い。

開始肢位

(マットではなく)なるへくなら床上で、大きなベンチにつかまって立たせ楽な姿勢をとらせる。特に4の得点のためには、ベンチに対して横向きになっていても良いが、(特に得点4の場合は)ベンチに対面するのが望ましい。

\$の得点を得るには、片手でベンチにつかまることから始めなければならない。

2あるいは3の得点を得るには、両手でベンチにつかまることから始めなければならない。

1の得点では、母親(または介護者)が両上肢を保持して介助する。

ベンチに寄りかかって体幹をつけてはならないが、片方か両方の前腕で寄りかかることは、4の得点(片手)か、2か3の得点(両手)のいずれを試みているかによって許容される。

指示事項

この項目では、子供が片手、あるいは両手でベンチにつかまれるかどうかを決定する2〜3回の“テスト試行”を要する場合がある。下肢は床に触れないように完全に持ち上げなければならない。

4の得点を得るには、片手でつかまりながら、子供に3秒間右下肢を持ち上げるように話す。両手でつかまっている間に右下肢を持ち上げ、その後で片手を放すのは受け入れられない。

2か3の得点を得るには、子供に、両手でつかまりながら右下肢を持ち上げるよう話す。3秒経ったかどうか、時間を測定する。

30 立位 大きなベンチに片手でつかまって左足を持ち上げる、3秒間

- 0 両上肢を保持して介助しても、全く左足を持ち上げれない
- 1 両上肢を保持して介助すると、左足を持ち上げる
- 2 介助なしでも大きなベンチに両手でつかまって、左足を持ち上げる、3秒未満
- 3 大きなベンチに両手でつかまって、左足を持ち上げる、3秒間
- 4 大きなベンチに片手でつかまって、左足を持ち上げる、3秒間

開始肢位

(マットではなく)なるべくなら床上で、大きなベンチにつかまって立たせ楽な姿勢をとらせる。特に4の得点のためには、ベンチに対して横向きになっていても良いが、(特に得点4の場合は)ベンチに対面するのが望ましい。

\$の得点を得るには、片手でベンチにつかまることから始めなければならない。

2あるいは3の得点を得るには、両手でベンチにつかまることから始めなければならない。

1の得点では、母親(または介護者)が両上肢を保持して介助する。

ベンチに寄りかかって体幹をつけてはならないが、片方か両方の前腕で寄りかかることは、4の得点(片手)か、2か3の得点(両手)のいずれを試みているかによって許容される。

指示事項

この項目では、子供が片手、あるいは両手でベンチにつかまれるかどうかを決定する2〜3回の“テスト試行”を要する場合がある。下肢は床に触れないように完全に持ち上げなければならない。

4の得点を得るには、片手でつかまりながら、子供に3秒間左下肢を持ち上げるように話す。両手でつかまっている間に左下肢を持ち上げ、その後で片手を放すのは受け入れられない。

2か3の得点を得るには、子供に、両手でつかまりながら左下肢を持ち上げるよう話す。3秒経ったか

どうか、時間を測定する。

1の得点では、母親(または介護者)が両上肢を保持して介助した状態で足が少しでも挙げられれば良い。特に時間の規定は無い。

年少の子供では、どちらか一方の下肢を持ち上げるために、おもちゃに足をのせるか、あるいはズボンに足を通す動作で誘いかけても良い。

31 立位 上肢の支えなしで、20秒間保持する

- 0 片側の upper limb を保持して介助しても、立位を保持できない
- 1 片側の upper limb を保持して介助すると、立位を保持できる
- 2 上肢の支えなしで保持できるのか3秒未満
- 3 上肢の支えなしで3～20秒未満保持できる
- 4 上肢の支えなしで20秒間保持できる

開始肢位

（マットではなく）なるへくなら床上で、子供を立てせ楽な姿勢をとらせる。子供は、上肢の支えなしで立つ動作を、支持された状態で開始しても、支持されない状態で開始しても良い。（用語の解説中の“立位”と“上肢で支えずに”の項を参照する）。

0または1点の時は、母親(または介護者が)片方の upper limb を保持して介助する。

指示事項

この項目は、支持よりはむしろ時間が変動するという点で#53と異なる。

子供は自分で足の位置を調整することもあるが、いずれの方向にも足を踏み出さないこともある。

年長の子供は“秒数を数える”手伝いをする事で励まされるだろう。

年少の子供では、歩かずに立ったままでいるよう促すために、手遊びをさせる必要があるかもしれない。

0または1点の時は、母親(または介護者が)片方の upper limb を保持するが、子供は自分で少しでも体重を支えなければならない。

32 小さなベンチに座って 上肢を使わないで立ち上がる

- 0 片側の upper limb を保持して介助しても、全く立ち上がれない
- 1 片側の upper limb を保持して介助すると、立ち上がる
- 2 介助しなくても、少しだけ立ち上がる
- 3 介助しなくても、ベンチに upper limb をついて立位になる
- 4 上肢を使わないで立位になる

開始肢位

小さいベンチに子供を座らせる。小さいベンチが適当な高さならば、子供は、両足をびったりと床に接地し、膝は90度に曲げた座位になるだろう。

0, 1点の場合は、母親（または介護者）が片側の upper limb を保持する。

指示事項

子供に立ち上がるように話す。年少の子供では、床に降りずに立ち上からせるために、目の前のテーブル上におもちゃを置いたり、セラピストが手におもちゃを持ったりして、子供を誘う必要があるかもしれない。

4の得点を得るには、動作の途上で、上肢の支えなしで、上肢／手をベンチについて補助することなしに立位を達成しなければならない。

3の得点を得るには、子供たちは、座位から立位への動作の途上で補助となるベンチに upper limb／手をついて立位に達しなければならない。

2の得点を得るには、子供たちはベンチから立ち上がろうという試みを少しでもしなければならない。

1点の得点を得るには、母親（または介護者）が片側の upper limb を保持するが、子供たちはベンチから立ち上がろうという試みを少しでもしなければならない。

33 膝立ち 右片膝立ちになってから立ち上がる、上肢を使わないで

- 0 全く立ち上がれない
- 1 少しだけ立ち上がる
- 2 上肢を使って立ち上がる
- 3 右片膝立ちになってから立ち上がる、上肢を使わないで

開始肢位

マット上で、上肢の支えなしで膝立ちさせ、楽な姿勢をとらせる（用語の解説の中の“膝立ち”と“上肢の支えなしで”を参照する）。

指示事項

家具や床などの外的な支持を使わずに、膝立ちから立位になるよう子供に話す。実演が必要になるかもしれない。

この項目では、子供が上肢を使うかどうか、そして、膝立ちから立ち上がる動作の中で、片膝立ちが使われているかどうかを明らかにする4～5回の“試行テスト”を必要とするかもしれない。

3の得点を得るには、マットや体に手をついて補助することなしで、膝立ちから立位にならなければならない。膝立ちから立ち上がるには、動作の途上で、右片膝立ちが使われなければならない（用語の説明の中の、“片膝立ち”を参照する）。

2の得点を得るには、膝立ちから立ち上がらなければならない。この場合、子供はマット上か、体に手をついて補助してもよい。動作の途上で、右片膝立ちが使われることがあるが、必ずしも必要なわけではない。手や足をついた蹲踞位などの他の肢位も受け入れられる。

1の得点を得るには、子供は膝立ちから立位になろうとする意図を示さなければならない。

34 膝立ち 左片膝立ちになってから立ち上がる、上肢を使わないで

- 0 全く立ち上がれない
- 1 少しだけ立ち上がる
- 2 上肢を使って立位に達する
- 3 左片膝立ちになってから立ち上がる、上肢を使わないで

開始肢位

マット上で、上肢の支えなしで膝立ちさせ、楽な姿勢をとらせる（用語の解説の中の“膝立ち”と“上肢の支えなしで”を参照する）。

指示事項

家具や床などの外的な支持を使わずに、膝立ちから立位になるよう子供に話す。実演が必要になるかもしれない。

この項目では、子供が上肢を使うかどうか、そして、膝立ちから立ち上がる動作の中で、片膝立ちが使われているかどうかを明らかにする4～5回の“試行テスト”を必要とするかもしれない。

3の得点を得るには、マットや体に手をついて補助することなしで、膝立ちから立位にならなければならない。膝立ちから立ち上がるには、動作の途上で、左片膝立ちが使われなければならない（用語の説明の中の、“片膝立ち”を参照する）。

2の得点を得るには、膝立ちから立ち上がらなければならない。この場合、子供はマット上か、体に手をついて補助してもよい。動作の途上で、左片膝立ちが使われることがあるが、必ずしも必要なわけではない。手や足をついた蹲踞位などの他の肢位も受け入れられる。

1の得点を得るには、子供は膝立ちから立位になろうとする意図を示さなければならない。

35 立位 コントロールして、しゃがんで床に座る、上肢を使わずに

1の得点を選ぶには、子供は母親(または介護者)に床に座るが、少しでも自分で座る動作をしなければならぬ。

- 0 片側の upper limb を保持して介助しても、床にしゃがむ動作が全くできない
- 1 片側の upper limb を保持して介助すると、床に座る
- 2 介助しなくても床に座ることはできるが、崩れ落ちる
- 3 upper limb を使うつかまえて、コントロールして床に座る
- 4 upper limb を使わないでコントロールして床に座る

開始肢位

子供を床あるいはマット上に立たせ、楽な姿勢をとらせる。この項目を試みるためには、子供は upper limb の支えなしで立っていられなくてはならないが、得点1または得点2の場合、一度しゃがみはじめてしまえば何らかの用具につかまってもかまわない。

0および1点では、母親(または介護者)が片側の upper limb を保持して立たせる。

指示事項

子供に床に座るように指示する。これはどんな形の座位姿勢であっても良い。 upper limb を使うかどうか、あるいは設備につかまる必要があるかどうかを確認するのに、4～5回の“試行テスト”が必要とされることがある。検査はその後で始められる。

4の得点を得るために、子供は、床や自分自身の体につくことなく、コントロールして床上に座らなければならない。“コントロールして”とは、運動が調整されている、あるいは制御されているということを意味している。

3の得点を得るには、子供は、コントロールして床上に座らなければならない、しかし、バランスをとったり支持するために両 upper limb を床や身体についたり、リストにあげた設備（あるいは適当な代用品）のどれかにつかまっても良い。

2の得点を得るには、子供は床に座らなければならない、しかしそれはコントロールしていなくても構わない。（言い換えれば、崩れ落ちてもよい）。“崩れ落ちる”は、“転ぶ、衝突する、あるいは虚脱すること”として定義づけられている、しかし、これらは（偶然に床に転んでしまうのではなく）、明らかな意図がなければならない。

36.立位 上肢で支えずに、床から物をつまみあげ、立位に戻る

- 0 片側上肢を保持して介助しても、床から物をつまみあげる動作を全くできない
- 1 片側上肢を保持して介助すると、床から物をつまみあげる
- 2 介助しないでも、床から物をつまみあげる動作を少しだけできる
- 3 上肢を使うかつかまって、床から物をつまみあげる
- 4 上肢の支えなしで床から物をつまみあげ、立位に戻る

拾う動作をできなければならない。

1の得点の場合は、母親(または介護者)が上肢を保持して介助するが、子供は少しでも体重を自分で支えて、ものを広いあげなければならない。

開始肢位

床かマットの上に立位で子供を立たせ楽な姿勢をとらせる。この項目を試みるためには、子供は上肢の支えなしで立っていらなくてはならないが、得点2または得点3の場合、一度しゃがみはじめてしまえば何らかの用具につかまってもかまわない。

得点0および1の場合は、母親(または介護者)が片側の上肢を持って保持する。

子供の正面の床上に小さなおもちゃを置く。

指示事項

子供におもちゃを拾い上げ、再び立位に戻るように話す。

上肢を使うかどうかや、つかまるための設備が必要かどうかを確認するために、4～5回の“試行テスト”が必要とされる。その後で、テストが始まる。

4の得点を得るのに、子供は床からおもちゃを拾い上げ、またもとの姿勢に戻らなければならないが床や身体やなんらかの設備を支持するために使ったり、バランスをとったりしてはならない。

3の得点を得るには、子供はまた、床からおもちゃを拾い上げ、立位に戻らなければならない、しかし、上肢は、床や身体の上で支持したり、バランスをとったりするのに使ってもかまわないし、リストにあげた備品(あるいは代用品)のどれかにつかまっても良い。

2の得点を得るには、子供は上記したいかなる方策を使っても良いから、少しでも床からおもちゃを

37立位、片手でつかまって 前方へ10歩歩く 38 立位 前方へ10歩歩く

- 0 全く前方へ歩かない
- 1 前方へ歩くか3歩未満
- 2 前方へ3～9歩歩く
- 3 前方へ10歩歩く

開始肢位

母親(または介護者)が手(片手)をつかんで立たせる(単語の説明の“立位”の項を参照)。母親(または介護者)は子供の前または横にいても良いが、しかし、67番のように、子供が体重のほとんどを両下肢にかけているのであれば、母親(または介護者)は支えたりバランスをとったりしても良い。

指示事項

片手をつかんで、できるだけ10歩まで前に歩かせる。前方への一歩とは、一側下肢の踏み切りから踵接地までの前方への動作をいう。前へ歩かせるための励ましの言葉や視覚的な刺激により、より遠くへ歩かせることが可能となりうる。67番のように、歩行中の1～2秒の短い休止であれば連続歩とみなさるが、それ以上の休止ではその試行が終了したと考えるべきである。

- 0 全く前方へ歩かない
- 1 前方へ歩くか3歩未満
- 2 前方へ3～9歩歩く
- 3 前方へ10歩歩く

開始肢位

この項目を検査するにあたり、子供は上肢で支えることなく立てなければならない。床上に立たせ楽な姿勢をとらせる。(単語の説明の“立位”と“上肢の支えなし”の項を参照)。

指示事項

できるだけ10歩まで前に歩かせる。前方への一歩とは、一側下肢の踏み切りから踵接地までの前方への動作をいう。

歩行中の1～2秒の短い休止であれば連続歩とみなさるか、それ以上の休止ではその試行は終了したと考えるべきである。

前へ歩かせるための励ましの言葉や視覚的な刺激により、より遠くへ歩かせることが可能となりうる。

39 立位 20cm間隔の平行線の間を、前方へ10歩連続して歩く

- 0 20cm間隔の平行線の間を、全く前方へ歩かない
- 1 20cm間隔の平行線の間を、前方へ歩くが連続歩は3歩に満たない
- 2 20cm間隔の平行線の間を、前方へ歩くが連続歩は3～9歩である
- 3 20cm間隔の平行線の間を、前方へ10歩連続して歩く

開始肢位

この項目を検査するにあたり、子供は上肢で支えることなく立てなければならない。20cmの間隔で6mの長さの平行線のはじまりの床上に立たせ楽な姿勢をとらせる。（単語の説明の“立位”と“上肢の支えなしで”の項を参照。）

指示事項

この項目を検査するにあたり、子供は上肢で支えることなく前へ歩けなければならない。

この平行線内を歩く基準として、足が部分的に線に触れても構わないが踏みこえてはいけない。

歩行は連続していなければならない（つまり、中断することなく）。ステップとステップの間は2秒以上あってはならず、また、線を踏みこえることなく必要な歩数を歩かなくてはならない。一度踏みこえたら、やり直さなければならない。

両足とも踏みこえないように注意させ前へ歩かせる。多くの子供ではやってみせることが必要となる。

40 立位 どちらか一方の足でボールを蹴る

- 0 片側の上肢を保持して介助しても、全くボールを蹴らない
- 1 片側の上肢を保持して介助すると、ボールを蹴る
- 2 介助しないでも、足を持ち上げるが蹴らない
- 3 ボールを蹴るが倒れる
- 4 ボールを蹴る

開始肢位

得点2, 3, 4点では、子供は上肢で支えることなく立てなければならない。床上に立たせ、楽な姿勢をとらせる。（単語の説明の“立位”と“上肢の支えなしで”の項を参照。）

0および1点では、母親(または介護者)が片側の上肢を保持して立たせる。

指示事項

この項目を検査しようとする子供は上肢で支えることなく歩けるであろうが、それは必須条件ではない。

子供の前の床にボールを置く。ボールの位置は厳密ではなく、子供の足から10cm程前でよい。

ボールを蹴るように指示する。

“蹴る”とは、足がボールに接触したとき床から蹴り足が離れており、ボールが足の衝撃により動くことをいう。

4の得点を得るには、倒れずにボールを蹴らなければならない。瞬間的にバランスを崩したり、バランスを保つために数歩足が出るのは許される。

3、2または1点でも右足は床から離れなければならない。

どちらか一方の足で蹴る動作ができれば良い。両側とも可能な場合は、高い方の得点をつける。

41 立位 4段昇る、交互に足を出して

- 0 片側の upper 肢を保持して介助しても、階段を昇れない
- 1 片側の upper 肢を保持して介助すると、階段を昇る
- 2 介助なしで階段を昇るが、同じ足を先にして2段昇る
- 3 4段昇るが先になる足は交互でなくても良い
- 4 先になる足を交互に出し4段昇る

開始肢位

この項目を検査するにあたり、子供は上肢で支えることなく立てなくてもよい。(単語の説明の“立位”と“上肢の支えなしで”の項を参照)。機器の項で述べたが、階段は標準化されたものでなければならない。セラピストは、けがの可能性を最小限にすべく、子供のうしろにいるべきである。子供を階段の下に立たせ楽な姿勢をとらせ、片手または両手で一方の手すりにつかまらせる。

0 および1点では、母親(または介護者)が片側の upper 肢を保持して立たせる。

指示事項

何回か“試行”してみて、介助が必要か、何段昇れるか、指示されたように足を交互に出せるかを見きわめることが必要である。

一度に片足を動かさなければならず、要求された段数と認められるには両足が各々ひとつの段に昇らなければならない。

片手または両手で手すりにつかまってもよいが、体重の大部分は足にかかっていなければならない。

介助しても、3段以上昇れない場合は、0点とする。

42 立位 4段降る、交互に足を出して

- 0 片側の upper 肢を保持して介助しても、階段を降れない
- 1 片側の upper 肢を保持して介助すると、階段を降りる
- 2 介助なしで階段を降りるが、同じ足を先にして2段降りる
- 3 4段降りるが先になる足は交互ではない
- 4 手すりにつかまって、先になる足を交互に出し4段降りる

開始肢位

子供を階段の一番上に立たせ楽な姿勢をとらせ、片手または両手で一本の手すりにつかまらせる。この項目を検査するにあたり、子供は上肢で支えることなく立てなくてもよい。

0 および1点では、母親(または介護者)が片側の upper 肢を保持して立たせる。

機器の項で述べたが、階段は標準化されたものでなければならない。セラピストは、けがの可能性を最小限にすべく、子供の前にいるべきである。

指示事項

何回か“試行”してみて、介助が必要か、何段降りれるか、指示されたように足を交互に出せるかを見きわめることが必要である。

一度に片足を動かさなければならず、要求された段数と認められるには両足とも各々一つの段に降りなければならない。

片手または両手で手すりにつかまってもよいが、体重の大部分は足にかかっていなければならない。

介助しても、3段以上降りれない場合は、0点とする。

基本的ADL分野の評価法について

分担研究者 岩崎光茂（日赤青森県支部受託青森県立はまなす学園）

協力研究者 伊達伸也（東部島根心身障害医療福祉センター 松江整肢学園）

高橋義仁（高知県立療育福祉センター）

A) 研究目的

全国の肢体不自由児施設で実際に使用されている脳性麻痺児・者のADL評価は、地域性や公営と民営の違いに代表される施設背景の違い、入所児・者の障害度などによって使用する目的が異なるため、多くは独自のADL評価を作成している。

それでも、地域の特性を生かしながら互いの療育効果を検証するためには、一定の標準化された評価にまず照らすことが必要である。

我々の研究目的は、基本的なADL評価につき全国共通の標準的評価を作成することにあるが今回は、肢体不自由児施設の療育の中核をなす障害度の子供達を対象に研究を行った。

B) 研究方法

社会性の項目を除いた、食事・排泄・更衣・整容・入浴の5項目において、全国の肢体不自由児施設で実際に使われているADL評価に含まれている内容から、異なった要素や表現をすべて抽出して集約整理することを行った。さらにADL評価には欠かすことのできない、基本的な移動能力の項目を加えた6項目で、高知と島根で評価のための原案をそれぞれ作成した。

そして、再び双方の意見を持ち寄り検討した上で出来上がったのが今回の試作版である。

試作版では、評価対象を前述のように、ある程度そろえることを前提にしたが、項目を実際に出す際に留意した基本的な考え方は、1. 病態に係わらず日常の基本的な生活動作を最低限含むこと。（対象とするレベルは、身体的には重度であっても知的には重度でないもの）2. その時の発達にあった状態（発達年齢）を端的に表し、選択できる項目であること。

3. 機能改善や逆の機能後退をも示す尺度になる項目を多く含むこと。

4. 項目の要素が互いに共通する部分をできる限り持たないこと。

5. 簡明で評価する職種が異なっても評価が可能で再現性があること。外来や病棟で日常的に評価でき、できれば特に職種を限定しない（ただし詳細な評価項目を必要とする場合は専門的な広がりを持たせた評価であること）

6. 地域性を問わず、施設の差の影響が少ない項目であること。

C) 研究結果

療育効果の判定を評価者の視点に立ち、初期の時点の問題点を全体的な視野でまず捉えようとする目的であれば、「普段しているADL」を中心に集約整理することになり、問題点を絞り込んだ上で、具体的な療育アプローチを探ろうとすれば、動作分析的な要素を網羅した能力評価的な目的の「やればできるADL」へと方向性が向かうことになる。

この二つの視点は、療育の現場で時期を異にしても常に必要とされるものであり、両者の操作を繰り返し検証していく過程は、障害を軽減するという療育の理念に通じるものである。

高知と島根で評価作成に携わったスタッフの構成の違いや評価をする目的の違いもあって、当初持ち寄った高知の評価は「普段しているADL」に重点を置いた外来場面での判別的な評価等の使用目的に適しており、一方島根の評価は、「やればできるADL」を目指したもので、具体的な治療場面で機能面の変化を捉える動作分析的な使用目的に適しているものとなった。この二つの案の持ち味ををうまく生かしながら、多様性に富んだ脳性麻痺

の病態や障害度に対応する統合的なADL 評価案として次に目指したものが今回の試作版である。

ただし、肢体不自由児施設の中核をなす中等度の身体障害を持つグループを第一の対象にしたものであり、重度の知的・身体障害を合わせ持つ重度心身障害児 者の評価にまでも広がりを持たせた評価ではない。

D) 評価様式の構造

一枚目は、IDの他に評価者の職種・項目別の評価点数を記載して、数値的にADL 評価の変化を大まかに捉えることができるものである。

二枚目以降は、食事・排泄・更衣・整容・入浴 基本的移動能力という6つの大項目につきそれぞれに中 小項目に細分化したものを左列に配置し、中央には細目を段階的に点数化したチェック欄を設け、右列の備考欄には各段階の内容を具体的に記述し、迷いやはらつきをできる限り少なくする意図がある。また、中央の段階数は必要に応じて3－5段階に分け、それぞれの得点を加算して6項目の点数を算出する。

項目の設定や段階付けの点数化の方向性は、島根で取り入れた方式になっており、一方で備考欄の具体的記載は、高知が採用した方式でありガイドライン的な説明を多く取り入れた。

今後の試行で項目の妥当性を再検討する手順を踏むと同時に項目の重み付けをする処理が完了すれば、その時点で始めて個々の項目の点数や総合得点に意義が生まれてくるが、性差により項目に特色を持たせた排泄の項目や、移動能力で独歩と非独歩で項目数にかなりの差が生じている。また、移動能力の高い独歩の方が評価点数が低いという逆転現象もあるので、生の点数自体の持つ意味は少なく、まして単に加算することは反って意味をなさなくなる。

あくまで評価得点に関しては、変化を見る

際の参考程度に止めるべき性格のものである。

E) 試作版の今後の実行予定

島根と高知でこの試作版を基に、障害のある範囲で一定にそろえて10例から20例程度の脳性麻痺児の評価をそれぞれの施設で行うことからまず始める予定であるが、評価者も医師、看護婦、療法士、あるいは介護福祉職員など多職種にわたって選出する必要がある。

職種間あるいは同職種において、項目の段階付けした評価に差が出るのかどうかという検査者の信頼性を検討し、作成した評価尺度が機能的な変化に反応するのかという妥当性の検討、そして実際に評価時間の面で被評価者に受け入れられるかという実用性の検討も行い、既存のWeeFIMなどのADL 評価との比較検討をすることも同時に行う予定である。

そして、第二段階の試行として、この試作版が互いの施設間でも同様に評価されるのかどうかについても実際に評価職員の交流を図ること、検討を深める予定である。

F) ADL 評価の多様性に関する検討

今回の試行版は障害の程度に一定の基準を設けているが、障害の程度に応じて使い分けができる、より自由度の高い多層構造の評価に仕上げていくことがその先にある課題である。

特に重心児 者を対象にした評価は、機能向上という視点よりも現状を保つことの重要性を反映し、反対に機能後退に対して高い反応性を持つ項目を選び出す必要もあるので、試作版の試行に平行して検討していく必要があるのと、臨床場面や訓練の評価場面、手術の臨床的な改善の指標など、必要とされる評価目的に応じて反応性のある項目を取捨選択していくことも今後の課題である。

A D L 評価表

〈 試 作 版 〉

施設名			
名前（仁シャル）		症例No.	
生年月日		初回評価時年齢	歳 ヲ月

	評価年月日	評価実施者（名前・職種）
1 回目		
2 回目		
3 回目		

評価点数			
評価項目	1 回目	2 回目	3 回目
食事			
排泄			
更衣			
整容			
入浴			
基本的移動能力			
合計			

◎食事

評価項目		該当点数チェック欄	備考
摂取方法 * 1に該当するケースは以下の食事に関する評価は不要です 2に該当するケースは経口摂取について以下の評価をして下さい		☐ 1 ☐ 2 ☐ 3	3 すべて経口摂取 2 一部経管等でカロリーを補充 1 全て非経口摂取
形態・性状	主食の形態	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	5 普通のご飯 4 軟飯 3 かゆ 2 ミキサー食（ペースト状） 1 流動食（チチラ・ド・トロ）
	副食の性状	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	5 加工なし 4 荒くきざむ 3 細かくきざむ 2 ミキサー食（ペースト状） 1 流動食（チチラ・ド・トロ）
	水分の性状	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	5 どのような水分でも制限なく飲める 4 どのような水分でも飲めるがこぼしやむせがある 3 とろみをつければ飲める 2 固形化すれば飲める 1 チューブで摂取
食器・容器	スプーン フォーク 箸 ナイフ コップ（取っ手なし） カップ（取っ手つき） ストロー	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3	3 問題なく使用できる（自助具使用を含む） 2 不十分または一部介助を要す 1 使えない
	器	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3	3 どのような容器でも使える 2 特殊な容器や補助具使用で問題なく使える 1 使えない
機能・介護度	咀嚼の状態	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	5 問題なく噛んで食べる 4 普通の形態で噛むことができるが時間がかかるか上手にできない 3 形態を整えれば大体は噛むことができる 2 少しは噛むことができるがほとんど丸飲み 1 まったく噛まないで流し込む
	食事介助の度合い	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	5 全く自力で食べ手助けがいない 4 ある程度自力で食べるが側で見守るか少し手助けがいる 3 慣れていない介助者でも容易に食べさせれるが全介助 2 少しの要領と慣れで食べさせられる 1 慣れた介助者でないと食べさせられない
	食事時間	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	5 いつも問題ない早さである 4 時間がかかる 時に声がけが必要 3 一部介助しないと予定時間内に終わらない 2 全介助すれば予定時間内に食べ終わる 1 全部介助しても予定時間内に終わらない
	食事姿勢	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4	4 普通の椅子で問題なく食べられる 3 普通の椅子で食べるが姿勢保持に工夫がいる 2 特殊な椅子で姿勢を保持する必要がある 1 寝かせるか抱くかでなければ食べられない
点数小計			点